指名停止について

商号又は名称	株式会社四国舞台テレビ照明
代表者の職及び氏名	代表取締役 林 光政
許 可 番 号	高知県知事許可(特-1)第 8060 号
主たる営業所の所在地	高知市大津甲651
指名停止期間	1月(令和6年3月26日から令和6年4月25日まで)
指名停止理由	専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を、高知市及び西予市発注の政令で定める重要な建設工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けていることが認められたため。 ※ 該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領第3条別表第2第10号「市外における工事請負契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当

指名停止について

商号又は名称	株式会社上田建築事務所
代表者の職及び氏名	代表取締役 上田 博史
主たる営業所の所在地	高知市丸ノ内2丁目8番7号
指名停止期間	1月(令和6年3月26日から令和6年4月25日まで)
	四万十市発注の四万十市立東山小学校校舎改築事業設計 業務において、引渡し後の成果物に契約不適合が認められ、 成果物の修補が生じたため。
指名停止理由	※ 該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領第3条別 表第1第2号「市と締結した契約の履行に当たり、過失に より工事等を粗雑にし又は品質若しくは数量に不備があ ったと認められるとき(かしが軽微であると認められると きを除く。)。」に該当